磐田市豊岡総合センター条例の一部を改正する条例の制定に ついて

磐田市豊岡総合センター条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和4年2月18日提出

磐田市長 草 地 博 昭

磐田市豊岡総合センター条例の一部を改正する条例

磐田市豊岡総合センター条例(平成17年磐田市条例第148号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び別表第1の2」を削る。

第4条中「その他施設(」の次に「磐田市豊岡児童遊園を除く。」を加える。

第11条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第14条第1項中「除く。」の次に「次条及び第16条において同じ。」 を加える。

附則第4項を削る。

別表第1中

Γ			
そ	の	磐田市豊岡屋外グリーン	磐田市壱貫地180番地7
他	施	ボウル場	
設		磐田市豊岡憩いの広場	磐田市壱貫地168番地9
		磐田市豊岡ふれあいの森	磐田市壱貫地51番地1

を

'	そ	の	磐田市豊岡屋外グリーン	磐田市壱貫地180番地7	
	他	施	ボウル場		
	設		磐田市豊岡憩いの広場	磐田市壱貫地168番地9	13
			磐田市豊岡ふれあいの森	磐田市壱貫地51番地1	
			磐田市豊岡児童遊園	磐田市壱貫地168番地1	ı

改める。

別表第1の2を削る。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

磐田市豊岡総合センター条例新旧対照表

現行 現行	改正案
(名称及び位置) 第2条 磐田市豊岡総合センターを構成する施設(以下「センター構成施設」という。)の名称及び位置は、別表第1及び別表第1の2のとおりとする。	(名称及び位置) 第2条 磐田市豊岡総合センターを構成する施設(以下「センター構成施設」という。)の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。
(指定管理者による管理) 第4条 別表第1に掲げる体育施設及びその他施設 ((指定管理者による管理) 第4条 別表第1に掲げる体育施設及びその他施設 (磐田市豊岡児童遊園を 除く。以下「体育施設等」という。)の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。
(開館時間等) 第11条 センター構成施設の開館時間又は開場時間は、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) 磐田市豊岡農村民俗資料館 午前9時から午後4時まで (3) 略	(開館時間等) 第11条 センター構成施設の開館時間又は開場時間は、次に掲げるとおりと する。 (1) 略 (削除) 2 略
(利用の許可) 第14条 体育施設等 (磐田市豊岡ふれあいの森を除く。 	(利用の許可) 第14条 体育施設等(磐田市豊岡ふれあいの森を除く。 <u>次条及び第16条において同じ。</u>)を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。 2 略
	M J J J J J J J J J

	現行			改正案	
4 <u>別表第</u> <u>囲者が特</u> あるのは 休場」と 長」と、	 102の文化施設において、 時に必要があると認めるときはまで、 すであるのは「休館」と、第13 「体育施設等」とあるのは「休育」となるのは、 (は入場」とあるのは「入館」 	受において、第11条第2項及び第12条中「指定管 8めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と 要と認めるときは」と、第12条中「休館若しくは 」と、第13条中「指定管理者」とあるのは「市 とあるのは「磐田市豊岡農村民俗資料館」と、 りは「入館」とする。	(削除)		
別表第1	(第2条、第4条関係)		別表第1	(第2条、第4条関係)	
	名称	位置		名称	位置
器			路		
その他施設	磐田市豊岡屋外グリーンボ ウル場	磐田市壱貫地180番地7	その色糖製	磐田市豊岡屋外グリーンボ ウル場	磐田市壱貫地180番地7
	磐田市豊岡憩いの広場	磐田市壱貫地168番地9		磐田市豊岡憩いの広場	磐田市壱貫地168番地9
	磐田市豊岡ふれあいの森	磐田市壱貫地51番地1		磐田市豊岡ふれあいの森	磐田市壱貫地51番地1
(追加)				磐田市豊岡児童遊園	磐田市壱貫地168番地1
別表第16	別表第1の2(第2条、附則第4項関係)		(削除)		
	名務	位置			
文化施設	磐田市豊岡農村民俗資料館	磐田市壱貫地180番地7			
その他施設	磐田市豊岡児童遊園	磐田市壱貫地168番地1			